

文書分類	回覧処分					
	M・5・1・8	会長	副会長	事務局長	係長	係員
月日	保存種別					
	永久					

川崎町農業委員会

3月総会議事録

期日 令和4年3月10日(木)

場所 川崎町役場庁舎

2階 入札室

令和4年3月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後13時30分

2、出席委員(10人)

1番 田所 義信	2番 重藤 義光	
4番 松江 英幸	5番 星野 宗広	6番 山下 理江
	8番 藤川 航	9番 原 健治
10番 原口 友博		12番 西山 一郎
13番 大内田峰夫		

3、欠席委員(3人)

3番 中村 明
7番 政時 修
11番 中島 隆

農地利用最適化推進委員

4、本会事務局 事務局長 林 勇

会計年度任用職員 城戸 里美

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第12番 西山委員 第13番 大内田委員

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について

報告第2号 農地法第3条許可後及び農地転用後の実施状況調査について

その他 農地法第3条許可の流れ

- 事務 局長 定刻になりましたので、ただ今から令和4年3月総会を開催いたします。会長挨拶をお願いします。
- 議 長 (挨拶)
- 事務 局長 本日は13名中、10名の出席であります。定足数に達していますので、総会が成立しております。議長は会議規則4条の規定により会長にお願いするようなっておりますので会長は議事進行をお願いいたします。
- 議 長 それでは議事に入ります。
- 議 議 委員と13番 委員よろしくお願いいたします。
- 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号1について、事務局説明お願いします。
- 事務局 議案第1号番号1について説明します。
- 議案書は、1ページです。
- 朗読いたします。
- 番号1、譲受人住所、川崎町大字安真木 [REDACTED] 番地、氏名 [REDACTED]
[REDACTED]、年齢 [REDACTED]、家族構成、人員 2、農主〇、農従1、耕作面積自作地、15,504m²、小作地〇、計15,504m²、農機具の状況、トラクター、譲渡人住所、川崎町大字安真木 [REDACTED]
[REDACTED]、氏名、[REDACTED]、年齢 [REDACTED]、家族構成、人員 1、農主〇、農従〇、耕作面積、自作地12,068m²、小作地〇、計12,068m²、農機具の状況、なし、土地の所在、大字安真木字前田
[REDACTED]、地目 田、地積1,518m²、他1筆、合計2筆、2,418m²、通作時間、車で3分、申請理由、売買。
- 譲受人の [REDACTED]さんは他にも農地をもっています。農機具はトラクターしかありませんが作業は自分でおこなっております。田植え、稻刈りは作業受託しています。
- 3月4日に、 [REDACTED] 委員と現地確認しました。2ページに位置図、3ページに航空写真を添付しています
- 議 長 ただ今、事務局の説明が終わりましたが、現地確認をした [REDACTED] 委員、補足説明をお願いします。
- [REDACTED] 委員 図面上では2筆になっていますが、現状は1筆になっていています。今回の売買については何も問題はないと思います。
- 議 長 ただいま事務局、現地確認しました [REDACTED] 委員の補足説明が終わりましたが、これに対して何か質疑及び意見のある方は挙手願います。

- 委員 さんは沢山農地を持っていますがトラクターもないし、自分でこれだけの農地を耕作しているんですか。
- 事務局 利用権設定はしていませんが、どなたかに耕作して貰っているようです。
- 議長 他にはございませんか。
- 無いようですので、お諮りいたします
議案第1号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成多数)
賛成多数ですので、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請番号1については、原案のとおり承認とします。
続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について事務局説明お願いします。
- 事務局 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について説明いたします。
議案書は4ページです。朗読します。
番号1、賃貸人住所、筑紫野市紫 [REDACTED]、氏名 [REDACTED]
[REDACTED] (共有名義) 賃借人住所、川崎町大字安真木
[REDACTED] 番地の [REDACTED]、氏名、[REDACTED]、土地の所在、大字安真木字
五郎丸 [REDACTED] 番、地目、田、地積、549m²、他2筆、合計3
筆、1,570m²、契約期間、令和3年5月20日から令和6年5
月19日、3年間、権利の種類、農業経営基盤促進法による、賃
借権、解約理由は耕作者変更による解約です。
5ページに位置図、6ページに航空写真を添付しています。以上
です。
- 議長 ただ今事務局の説明が終わりましたが、質疑及び意見のある方は
挙手願います。
(質疑応答)
無いようですので続きまして、報告第2号農地法第3条許可後及
び農地転用許可後の状況調査(令和3年4月から令和4年2月
まで)について事務局説明お願いします。
- 事務局 報告第2号農地法第3条許可後及び農地転用許可後の現状調査
(令和3年4月から令和4年2月まで)を報告します。議案書
7ページから9ページに農地法第3条を15件、10ページに農
地法第5条4件、航空写真については11ページから20ペー
ジに添付しています。5条の番号4(株)ライズに関しては資材遅
れのため工期が遅れているが現在資材を搬入して進達率20%で
す。これにはのっていませんが5条申請で平成元年11月に承認

されました大ヶ原の農地、■氏にて資材置場の申請ですが現在、周囲にブロック塀について基礎をついています。進捗状況 5%です。工期は令和 4 年の 5 月となっています。現地立会した農業委員さん、推進委員さんが今後、現地を見て回って申請どおりしていないところがあれば事務局に報告してください。後、3 条の農地を購入しているにも関わらず何もしていないところが、番号 7 ■ 氏、(一部管理をしているが草刈りをしていないところがある)。番号 11 の ■ 氏ですが町外者で皆さんも大丈夫かと心配していたところです。事務局として電話して意見を聞いてみたいと思っています。以上です。

議 長

ただ今事務局の説明が終わりましたが、質疑及び意見のある方はいませんか。

(なし)

事 務 局

無いようですので続きまして、報告第 2 号農地法第 3 条許可後及び農地転用許可後の状況調査（令和 3 年 4 月から令和 4 年 2 月まで）について終わります。その他に入ります。その他の中で農地法第 3 条を 2 月の総会の中で提案させてもらいましたが、少し問題があるとのことで持ち越しにしております。川崎町農業委員会独自で農地法第 3 条をもう一度、事務局に説明してもらいます。21 ページをお開きください。農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第 3 条）を 21 ページから 26 ページに添付していますので熟読して下さい。農地法で定められている下限面積、川崎町は 40 アールとなっています。川崎町以外に住んでいる人が川崎町の農地を購入する場合は、都道府県知事による審査が行われます。農業委員会としても意見書を添付します。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、質疑及び意見のある方は挙手願います。

■ 委員

川崎町は下限面積は 40 アールになっているけど、新規就農者が農地を買う場合には 1 アールでも買えるように上限を設けたほうがいいと思う。それは国からもそういうふうにした方がいいとなってきたている。それを含めて検討したほうがいい。いきなり 40 アールも農地を取得して就農するのは難しいと思います。

事 務 局

下限面積の見直しは県にも相談して決めたいと思います。

■ 委員

農地法の整合性として弁護士に相談したと言う事はありますか。ないです。

事 務 局

24 ページの 4、番号③で信託の引き受けにより農地等の権利が取得される場合とありますが、この意味がよくわからないのですが、信託の引き受けとは。投資信託とか聞きますが、少し言葉の

■ 委員

意味を説明して下さい。後、許可しない要件とか許可したが農地等を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該等使用貸借による権利又は貸借権を設定した者が使用貸借または賃貸借の解除をしないとき。勧告を受けた者がその勧告にしたがわなかったとき。など許可の取り消しが出来ると書いてあるので今後、許可したところも注意してみるべきですね。

議 長

信託と言うので投資のことと思いますが、信託するためにその農地を買うと言った意味合いが含まれるのではないかと思います。自分もあまり意味を理解していないので次回調べて報告します。これに書いていることは、事務局から配布のあった必携を読んだら3、4、5条のことは書いてあるのできちんと読んで把握していたほうが今後もいいと思う。

議 長

今後は事務局とも相談しながら農地法をもとに、につめていき慎重に審議していきたいと思います。

他にないですか。

■ 委員

西田原の■生コン運輸の所の先に今、畠の中に住宅を建てているのですが、許可申請は出ているのですか。以前は駐車場として車を止めていました。

事 務 局

そこは昔、分筆して転用したと思います。もう一度確認します。他にないですか。

なし。

議 長

他にないようですのでこれで農地法第3条許可の流れを終わります。他にないですか。

事 務 局

27ページをお開きください。2022年度の川崎町農業委員会定例総会日程（予定）をお配りしています。通常の総会は13時半からになっていますが、今年から農繁期のための総会の時間を19時から行うのが6月、9月、10月となっています。後、農業新聞、農業者年金の加入をお願いします。活動記録簿の書き方ですが総会に出席したとかいった書き方ではなくて、もう少し前回渡した書き方の見本を参考にして提出して下さい。県からも活動記録簿の記載方法が厳しくなっています。後、机の上に新年度からの議案書を綴る黄色いファイルを置いていますので活用して下さい。これからトラクターで農地を耕やしたときについてくる土を道に落としていかないよう農作業している方にも周知して下さい。これは広報川崎にも載せています。それと明日、農業委員会横、エレベーター前の会議室でYouTubeによる農業委員会シンポジュームが13時半からありますので参加して下さい。他に何かありますか。

議 長

(なし)

以上を持ちまして本日の議題はすべて終了しました。

次回の総会は4月8日（金）13時30分から開催します。

以上をもちまして、川崎町農業委員会3月総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 14時10分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

12番委員

13番委員

議長